

函館市旅館業法施行条例の一部を改正する条例（原案の概要）

本市では、旅館業法に基づき、「函館市旅館業法施行条例」により旅館業の施設における構造設備および講ずべき措置の基準を定めています。

今般、旅館業の規制の見直しに関する意見（平成28年12月6日規制改革推進会議）を踏まえ、旅館業法、旅館業法施行令、旅館業法施行規則および旅館業における衛生等管理要領の一部が改正され、構造設備等の基準が緩和または廃止されました。

これに伴い、本市においても「函館市旅館業法施行条例」の一部改正を検討しており、改正案に対する皆様のご意見を募集します。

- 1 構造設備の基準として、「ホテル営業」および「旅館営業」を統合し、「旅館・ホテル営業」とします。
- 2 各営業種別における構造設備の基準を緩和または廃止します。
 - (1) 旅館・ホテル営業、簡易宿所営業において、食堂と調理室の設置および客室のかぎの保管設備に係る設置基準を廃止します。また、便所の基準を緩和します（数値基準の廃止）。
 - (2) 下宿営業において、客室数の基準（5室以上）を廃止します。また、便所の基準を緩和します（数値基準の廃止）。
 - (3) 施設内の採光または照明基準を緩和します（数値基準の廃止）。
- 3 改正後の条例の施行期日
平成30年6月15日の施行を予定しています。